



フリーランス法

説明会

～フリーランス・事業者間取引適正化等法～

公正取引委員会中部事務所と厚生労働省愛知労働局では、フリーランス法の理解を深めていただくため、**違反事例の紹介を交えた説明会**を開催します！

日時	開催方法	定員
9月16日（水） 13:30～15:00	オンライン開催	100名

講師

公正取引委員会 中部事務所 フリーランス課職員
厚生労働省 愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課職員

※発注事業者・フリーランスいずれの立場でも参加可能です！

※本説明会は、先着順・事前予約制です。

フリーランス法(フリーランス・事業者間取引適正化等法)
とは、立場の弱くなりやすいフリーランスの方が安心して働ける
環境を整備するための法律です(令和6年11月施行)。

「取引の適正化」と「就業環境の整備」の2つの観点から、
発注事業者が守るべき義務と禁止行為を定めています。



説明会の詳細・参加のお申込みはコチラ

公正取引委員会HP

公正取引委員会HP : https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/aug/260819chubu_fl.htm

お問い合わせ先 : 公正取引委員会中部事務所フリーランス課
TEL 052-228-9464

